

段階的緩和措置等の終了に伴う公共施設の利用等について

令和 3 年 1 0 月 2 1 日
飯 能 市

本市の公共施設の利用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく埼玉県からの要請等である段階的緩和措置等の実施に伴い、これまで感染予防対策を徹底するとともに、一部の施設において利用時間を制限してきたところです。

埼玉県における段階的緩和措置等について、イベント等の開催に係る要請を除き、10月24日をもって終了することに伴い、本市の公共施設の利用時間の制限についても終了いたします。

なお、イベント等の開催基準については、国・埼玉県基準を準拠することとします。

併せて、市民の皆さま等には、引き続きの感染防止対策の徹底と社会経済活動の両立を図っていくためのご協力をお願いいたします。

1 公共施設

◆ 令和3年10月25日（月）から通常の利用時間とし、以下の感染防止対策を徹底します。

- ・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染防止対策
- ・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底
- ・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染防止対策
- ・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入
- ・ その他、シャワーの使用方法など個々の感染防止対策については、業種別ガイドラインの遵守の徹底や「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を厳守するように求めます。

※ トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園の「森の家」「きのこの家」については、滞在時間等の一部制限を新たに設定し、11月16日（火）から利用を再開する予定です。詳しくは公園ホームページ等でお知らせしてまいります。

2 イベント等の開催基準(国、埼玉県に準拠)

◆ 対象期間

令和3年10月30日（土）まで

※対象期間終了後についても、国、埼玉県の基準を準拠することとします。

◆ 開催基準

上限人数	「5,000人又は収容定員の50%（かつ10,000人以下であること）のいずれか大きい方」
収容率	大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの：定員の「100%」 大声での歓声、声援等が想定されるもの：定員の「50%」

※国通知 … 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月28日）

3 市民の皆さま、事業者の皆さまへのお願い

- ・ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、特に大人数の会食を控えてください。
- ・ 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店をご利用ください。
- ・ これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じてください。
- ・ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進してください。
- ・ 職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底してください。
- ・ 人と人との間隔を1 m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用、遵守を徹底してください。
- ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は速やかに取得するようにお願いします。